

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

照葉樹林を生かした環境保全と文化の継承計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県東諸県郡綾町

## 3 地域再生計画の区域

宮崎県東諸県郡綾町の全域

## 4 地域再生計画の目標

### (1) 綾町の現状

昭和7年に町制を施行して今日に至っている綾町は、宮崎平野の西北端に位置しており、九州脊梁地(せきりょうち)を控えた中山間地域である。町の面積の80%近くを森林が占めており、わが国有数の照葉樹林地帯が広がる文字通りの「山紫水明」の地である。

農業、林業、そして建設業の就労人口比率がそれぞれ全国平均を上回っており、基幹産業である農業については自然生態系農業に町ぐるみで長年取り組んできたことが功を奏し、今では有機農業の町として高い評価を受けている。

また、本町では、森林が育んだ文化を永い歳月に亘って大切に守ってきており、町内のいたるところで絹織物、木工品、竹細工、陶器等の多くの工芸品が作り継がれている伝統技能を受け継ぐ工芸の町である。

本町では、地域の産業に密着した「産業観光」の戦略を打ち出し、有機農業や伝統工芸を活かしたグリーン・ツーリズムの取組や酒のテーマパークのオープン等を通じて、観光の推進に取り組んできた結果、現在では年間約100万人もの観光客が訪れる町となっている。

当町の人口は昭和40年に8,400人台であったが、その後減少を続け、昭和55年の7,200人台でほぼ下げ止まりとなり、以後7,500人前後で推移している。また、平成12年には、第一次産業と第三次産業の就業者数が逆転し、現在の就業構造への転換期となったとともに、同時期から町外からの移住者が増加傾向となり、現在では、町内の人口の約10%近くがIJUターン者となっている。

### (2) 綾町の課題

本町の産業の状況は、第一次産業従事者の高齢化や後継者不足が進むとともに、観光業や商業の活動がマンネリ化している傾向にある。昭和57年の九州中央山地国定公園の指定に続き、観光の拠点として整備した「照葉大吊橋」が完成した昭和59年頃から、右肩上がり伸びていた入込客数も平成9年の115万人をピークに減少傾向にある。

現在は、年間約100万人の観光客が訪れてはいるものの、市街地の商業活動との結び付きは希薄となっており、観光客も日帰りにシフトしていることから、古くからの事業者は苦戦を強いられている状況にある。

また人口は、近年7,500人前後で推移しているものの、町内への転入と町外への転出人数がほぼ同数であることから、少子高齢化を迎え、これまで以上に転入者を増加させることが必須となっている。

一方、綾町の照葉樹林や溪谷については国定公園化により、自然散策や自然科学の学習の場として、また、保養・休養の場としての活用が図られるとともに、人々の水源涵養機能に対する認識も高まってきている。特に、本町の観光資源の目玉である「照葉樹林」は、町民の長年の努力により守り続けられ、これらを背景として産業も興り、観光地としても成長してきたものであり、子孫に受け継がれるべき貴重な地域資源である。

この貴重な地域資源である「照葉樹林」を維持活用して既存の商業・観光業を活性化することにより、地域の活性化に繋げていくことは、本町の重要な課題となっている。

### (3) 本計画により実施する取組と目標

綾の照葉樹林の貴重性について、平成13年頃からマスコミで取り上げられたこと等により、町内外の民間人による「世界自然遺産」の登録運動が始まった。また平成17年には、九州森林管理局のモデルプロジェクトとして「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画」（綾の照葉樹林プロジェクト：地域で残存する原生的な照葉樹林を保護して1万haにまで復元するプロジェクト）が始動し、さらに平成19年度には本町が宮崎県内で2番目の「森林セラピー基地」として林野庁より認定された。最近では、地球温暖化問題で、国民の森林への関心が高まるとともに、森林の重要性が再認識されている。

当町では、こうした状況を地域活性化の好機ととらえており、照葉樹林を生かした環境保全と文化の継承を推進して、環境の保護・保全及び健康志向の人々を誘客することにより、地域産業を再生し、さらには、転入商業者の増加やIJUターンの移住を促進することにより地域の活性化を図る。

#### (目標1) 入込客数の増加

地域の資源を生かした観光を推進することにより、観光客を平成24年度までに5%程度増加させる。

(現状) 平成19年度 延べ 1,080,000 人(年間)

(目標) 平成24年度 延べ 1,130,000 人(年間)

#### (目標2) 町内への移住促進

観光客等に対して本町の魅力をアピールすること等により移住者の増加を図る。

(目標) 平成24年度までの計画期間内に移住者を50人増加

(目標 3) 間伐面積の拡大

プロジェクトエリア内の人工林(スギ、ヒノキ)を間伐することにより、かつての林相である照葉樹林の復元を図る。

(目標) 平成 24 年度までの計画期間内に 360 h a 実施

(目標 4) 森林セラピーインストラクターの養成

森林散策に必要な知識や郷土の地理や歴史の知識を持った案内人(森林セラピーインストラクター)を養成する。

(目標) 平成 24 年度までの計画期間内に 20 人を養成

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

官民の連携による「綾の照葉樹林プロジェクト」の推進を核として、照葉樹林等の地域資源を活用した地域づくりを進めるための取組を実施する。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 基本方針に基づく支援措置(基本方針別表1)

(1) 支援措置名称及び番号

官民パートナーシップ確立のための支援事業 [B2001]

(2) 実施主体

NPO てるはの森の会

(3) 事業の概要

平成17年5月に九州森林管理局、宮崎県、綾町、(財)日本自然保護協会及び「てるはの森の会」の五者により、「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画」(綾の照葉樹林プロジェクト)の協定を締結して、当該プロジェクトを推進しているところである。

当該プロジェクトを民間の側から推進することを目的に「てるはの森の会」は設置されたものであるが、限られた予算で事業を実施しているため、今後は、より多くの賛同者を得ながら、活動の輪を広げていくことが課題となっている。

このため、本支援措置により次の取組を実施し、当該プロジェクトへの理解を深めて、新規のサポーター(個人・事業者)を獲得し、当該プロジェクトの更なる推進を図る。また、当該プロジェクトの取組を充実し、情報発信を強化することにより、綾町に来訪する観光客や移住者を増加させることを目指す。

なお、「てるはの森の会」が、本事業に取り組むことは、地域の貴重な資源である照葉樹林を生かして地域の活性化を図るという地域再生計画の

趣旨にも合致しており、官民が協働することにより、計画の推進に大きな効果が期待できる。

- ① 照葉樹林研究フォーラムの開催  
学識経験者、市民を交えた「照葉樹林」に関する学習の機会を設定してプロジェクトの普及・啓発を促進する。
- ② 照葉樹林保護復元賛同者増加と組織基盤強化のためのワーキングの開催  
地域住民、有識者を交えたワーキングを設置し、プロジェクトの賛同者(市民・事業者)の増加を図る計画を策定する。
- ③ 照葉樹林文化館活用に関する市民協働会議の開催  
照葉樹林文化館の活用に関する市民協働会議を設置し、21年度以降の運営に反映させる。

#### 5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

##### (1) 綾の照葉樹林プロジェクトの推進

「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画」(綾の照葉樹林プロジェクト)の協定に基づき、官民の五者が連携を深め、照葉樹林の保護・復元、調査研究活動、環境教育の実施等によりプロジェクトを推進する。また、関係者による連絡会議の設置を通じて、一般市民や民間企業等の多様な主体の参画を募っていく。

##### (2) 森林セラピー活動の充実

森林散策に必要な知識や郷土の地理や歴史の知識を持った案内人(森林セラピーインストラクター)を養成するとともに、森林セラピーを実施するコースの選択・整備、メニューの開発を行う。また、売店跡地を森林セラピー基地の拠点施設として整備する。

##### (3) ネイチャーセンター及びクラフト体験施設の設置

照葉樹林の貴重性、多様性等の環境教育の基礎的な知識を来場者に伝えるネイチャーセンターや観光客が照葉樹林のドングリ、葉及び間伐材等を利用した工芸品の制作に取り組めるクラフト体験施設を設置する。

##### (4) グリーンツーリズム・エコツーリズム及び教育旅行の推進

照葉樹林、有機農業及び伝統工芸等の資源を地域起こしに繋げるため、グリーンツーリズム・エコツーリズムを推進し、都会との交流を促進する。

また、地元観光協会及び農業体験事業者と連携を図り、照葉樹林及び有機農業等の地域資源を生かした教育旅行を推進する。

##### (5) 照葉樹林ガイドの活用促進

現在、民間ボランティアで行われている照葉樹林ガイドの養成講座を充

実して、ガイドを増加することにより、利用者数の増加を図る。

(6) 地場産品の開発・販売

「日本の名水百選」に選ばれた地元で湧出する水を使用した清涼飲料水等を開発し、綾ブランドとして販売することにより、環境保護・照葉樹林保護についての普及啓発を図る。

**6 計画期間**

認定の日から～平成 24 年度末まで

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

町は計画期間終了後に、地域再生の目標に示す数値目標について、計画終了後に達成状況进行评估する。また、計画期間中において、必要に応じて事業の見直しを図るため、町において事業について評価、検討をする。

**8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

該当なし